

忙しい自治体職員のための、 通勤時間、休み時間に読める 入門書！

超

1万人が
愛した

はじめての 自治体法務 テキスト



森 幸二 著

A5判・単行本・230頁 定価：本体2,400円+税

- 延べ1万人の職員を対象に講義をした経験から、まず誰もが知るべき項目を厳選。
- 各項目に「要点」を設け、印象に残る図表と平易な文書の組合せで解説。
- 各章末の演習問題で力試しができる。

現場の出来事を題材に、2～3頁の読み切りで解説しました。

1-6 仕事の中の法的な考え方3
(法に従うことの意味)

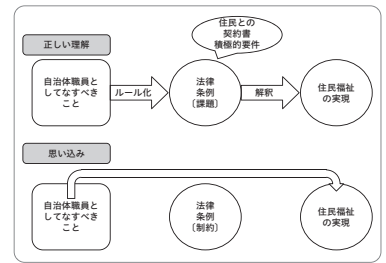
- 法律や条例が自治体の事情に合わないときと安易に結論づけてはならない。
- まずは、住民の代表が決めた条例などに従って仕事を行う精神が必要。
- 法の内容を理解し、法に従うことの意味を再確認する。

情報公開条例

[行政文書の開示義務]

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不表示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

(6) (略)公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの



の資料を基に事業に対して否定的な意見をブログに掲載する住民がいる。内容は過激で、閲覧者が多く、その影響で事業に批判的な町民も増えている。せっかく全国的にも評価される町の目玉事業になったのに目障りだ。ブログを閉鎖させるために何とか開示請求を拒否し、事業の情報を渡さないようにできないか。というものです。彼女は、ブログで批判されて自分の仕事やりにくくなっているので、条例で公開しなくてもよい事由として同条例に規定されている「当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当し、非公開にできるのではないかと言い出しました。

彼女の価値観では自分の考えた事業のやり方が「適正な遂行」であり、それに対する住民の批判は、「支障」なのでしょう。私は、その情報公開条例の規定は「そういう意味ではない。むしろ、情報公開条例は住民の意見を市政に反映させるためである。あなたには不都合かもしれないが、事業が批判されている現状は条例の目的に通ったものだ。」という説明をしておきました。彼女は不服そうでしたが、最後は、情報公開条例が理不尽だと訴えて私のそ



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
http://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

目次

-
第1章 法的なものの考え方 ～法と自治体職員～
.....
- 第2章 法律問題の考え方
.....
- 第3章 法の解釈適用 ～基礎編～
.....
- 第4章 法の解釈適用 ～応用編～
.....
- 第5章 条例、規則、要綱 ～それぞれの効果の違い～
.....
- 第6章 契約と行政処分のしくみ ～権利や義務を発生させるもの～
.....
- 第7章 行政手続のしくみ ～住民への法的な礼儀作法～
.....
- 第8章 自治体の組織のしくみ ～法人と機関、権利義務と権限～
.....
- 第9章 法律問題の実際 ～法的課題との向き合い方～
.....
- 第10章 条例の役割 ～自治体の法とその課題～
.....

「まるで、森先生の研修を受けているみたい！」
すべての項目に「図表・イラスト」と「やさしい解説」を組み合わせた、
ライブ感覚の自治体法務テキスト！

詳細・お申し込みはコチラ
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞



第一法規

検索

CLICK!